

労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)

第四十三条 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。

一～六 (略)

七 血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ (G O T)、血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ (G P T) 及びガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ (γ-G T P) の検査 (次条第一項第七号において「肝機能検査」という。)

八～十一 (略)

検査に関する国際標準

- IFCC (International Federation of Clinical Chemistry and Laboratory Medicine) 勧告
 - ・ GOT (glutamic oxaloacetic transaminase) → AST (Aspartate Aminotransferase)
 - ・ GPT (glutamic pyruvic transaminase) → ALT (Alanine Aminotransferase)
 - ・ γ-GTP (γ-glutamyl transpeptidase) → γ-GT (Gamma-Glutamyltransferase)

(参考) 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準※(平成19年厚生労働省令第157号)

第一条 保険者 (高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。) 第十九条第一項に規定する保険者をいう。以下同じ。) は、法第二十条の規定により、毎年度、当該年度の四月一日における加入者であつて、当該年度において四十歳以上七十五歳以下の年齢に達するもの (七十五歳未満の者に限り、妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者を除く。) に対し、特定健康診査等実施計画 (法第十九条第一項に規定する特定健康診査等実施計画をいう。以下同じ。) に基づき、次の項目について、特定健康診査 (法第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。) を行うものとする。

一～五 (略)

六 アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ (A S T)、アラニンアミノトランスフェラーゼ (A L T) 及びガンマグルタミルトランスフェラーゼ (γ-G T) の検査 (以下「肝機能検査」という。)

七～十 (略)

※高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準